

告 示

埼玉県告示第二百八十一号

平成二十二年埼玉県告示第四百八十六号（埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく低燃費車を導入すべき期限及び低燃費車の台数の割合）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第二号中「二十パーセント」を「四十パーセント」に改める。